

令和 7 年 7 月 31 日

こども家庭部こども施策企画課

練馬区子ども・子育て会議について

1 設置根拠

子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項の規定に基づき、区は練馬区子ども・子育て会議条例を定め、条例第 1 条の定めるところにより、練馬区子ども・子育て会議を設置する。

2 設置目的

- (1) 区の子ども・子育て支援事業計画へ子育て当事者等の意見を反映するため。
- (2) 区における子ども・子育て支援施策を地域の子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため。

3 所掌事項

- (1) 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給対象となる教育・保育施設および地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること。
- (2) 区の子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関し、意見を述べること。
- (3) 区の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項および当該施策の実施状況を調査審議すること。

4 委員の構成

会議は、つぎに掲げる者につき、区長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する委員15人以内をもって組織する。委員の任期は2年とし、委員名簿は公開とする。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) その他区長が必要と認める者

5 会議の進め方

(1) 会議の公開について

会議は公開とする。ただし、会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(2) 会議の傍聴について

傍聴を認める。傍聴に関しては、あらかじめホームページで会議の開催案内を周知した上で、当日受付とする。傍聴者の定員は会議の場所等に応じてあらかじめ定め、当日先着順により決定する。

(3) 議事録の作成、公開について

ア 議事の要旨を議事録としてまとめ、公開する。

イ 発言者については、会長、副会長、委員という表記にする。

ウ 要旨については、各委員の確認後、区ホームページ、窓口等で公開する。

(4) 委員の代理出席

委員の代理出席は認めない。ただし、団体推薦による委員が、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、あらかじめ委員の属する団体の代表者からの届出により、練馬区子ども・子育て会議条例第8条に定める参考人として、代理者相当の者（以下「代理人」という。）の出席を認める。なお、この場合の取り扱いは以下のとおりとする。

ア 代理人は、会議に出席し、発言することができるが、議事に加わることはできない。

イ 代理人の出席の場合は、議事録の冒頭部分において、参考人の出席である旨を記載し、本文中も発言者は参考人と表記する。

ウ 代理出席を行う場合は、事務局の指定する期日までに、当該委員が所属する団体の代表が代理人を都度指定し、あらかじめ代理人の氏名等を事務局あてに届け出るものとする。

エ 本項による代理人の出席の場合は、練馬区子ども・子育て会議条例第8条に定める会議の承認があらかじめあったものとみなし、会議の都度の議決等は省略する。

(5) 正副会長が共に欠席となった場合の取り扱い

ア 正副会長が事情により共に急遽欠席となった場合の会議の運営については、以下の取り扱いとする。

イ 正副会長が共に欠席の場合は、会議の冒頭で委員の互選により仮会長を定め、仮会長が当該会議において会長の職務を代行する。

ウ 会議が認めた場合、会議は仮会長の選任を会長に委任することができる。
この場合、前項の仮会長の互選の手続きを省略し、あらかじめ選任された仮会長が当該会議において会長の職務を代行する。

エ 前2項の場合は、議事録の冒頭部分において、仮会長による議事進行である旨を記載し、本文中の発言者は会長代理と表記する。

(6) その他

その他会議の議事進行に必要な事項は、会長がこれを定める。